

仕 様 書

1 業務名

第 50 回衆議院議員総選挙に係る投開票所資材の運搬業務

2 業務仕様

(1) 各投票所への配送及び回収

配送及び回収とも 3 経路に分かれて行うこととし、トラック 1 台につき作業員 2 名以上で業務にあたること。

各投票所一覧は別添 1 のとおり。

各投票所への配送物品は別添 2 のとおり、回収物品は別添 3 のとおりだが、受託者決定後に物品の種類・数量を変更することがある。

ア 積込

令和 6 年 10 月 23 日（水）14：00～16：00

※ 南土木センター（南 31 条西 8 丁目）倉庫及び南区役所（真駒内幸町 2 丁目）で配送物品を積込。

イ 配送

令和 6 年 10 月 24 日（木） 9：00～16：00

ウ 回収および荷降ろし

令和 6 年 10 月 28 日（月） 9：00～16：00

※ 各投票所から物品を回収し、南土木センター倉庫及び南区役所の指定の場所に納めること。

※ 回収時には配送時よりも物品が増減している可能性があるため、施設管理者から回収の依頼があった物品は全て回収すること。

エ その他

施設管理者の不在等の事情により、9：00 以前もしくは 16：00 以降の時間であれば配送又は回収できない場合は、委託者と協議の上、時間を変更することができる。

(2) 開票所への配送および開票所からの回収

配送及び回収とも作業員 3 名以上で業務にあたること。

開票所（南区体育館：川沿 4 条 2 丁目）への配送物品は別添 4 のとおり、回収物品は別添 5 のとおりだが、受託者決定後に物品の種類・数量を変更することがある。

※ 計数機、プリンター、FAX 複合機、残票等の搬送には毀損のないよう細心の注意を払い、委託者の指定する搬送場所まで搬送すること。

ア 積込および配送

令和 6 年 10 月 26 日（土） 12：30～14：30

※ 南区役所 1 階車庫、2 階事務室及び 3 階事務室等で物品を積み込み、開票所へ配送すること。

イ 回収および荷降ろし（1 回目）

令和 6 年 10 月 27 日（日）26：30～28：30（令和 6 年 10 月 28 日（月）午前 2：30～午前 4：30）を予定

※ 開票所から物品を回収し、回収完了後、速やかに南区役所 3 階の所定の場所に収めること。

ウ 回収および荷降ろし（2 回目）

令和 6 年 10 月 28 日（月）9：30～12：00

※ 開票所から物品を回収し、南区役所内の所定の場所及び南区土木センターに納めること。

3 履行期間

令和 6 年 10 月 23 日（水）から令和 6 年 10 月 28 日（月）まで

4 責任者の選任

業務遂行を指揮監督するため、作業員から 1 名を責任者と定めること。

5 安全の確保

業務の実施にあたっては、作業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

6 物品等の破損

業務の実施にあたって、物品、設備等を破損させた場合は、直ちに当該施設管理者及び委託者に報告するとともに、受託者の負担と責任において原状に回復させること。

7 環境負荷の低減に関する事項

本作業の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 車両の使用にあたっては、極力低公害車等の環境に負荷の少ないものとし、駐停車中にはエンジンを停止するなど、アイドリングストップの徹底に努めること。
- (2) 成果品等に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。

8 その他

- (1) 運搬時に雨等により物品が濡れることがないように、十分に配慮すること。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けること。
- (3) 執行される選挙種別に変更（増加）が生じた場合は、契約の改訂を行うことがある。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。